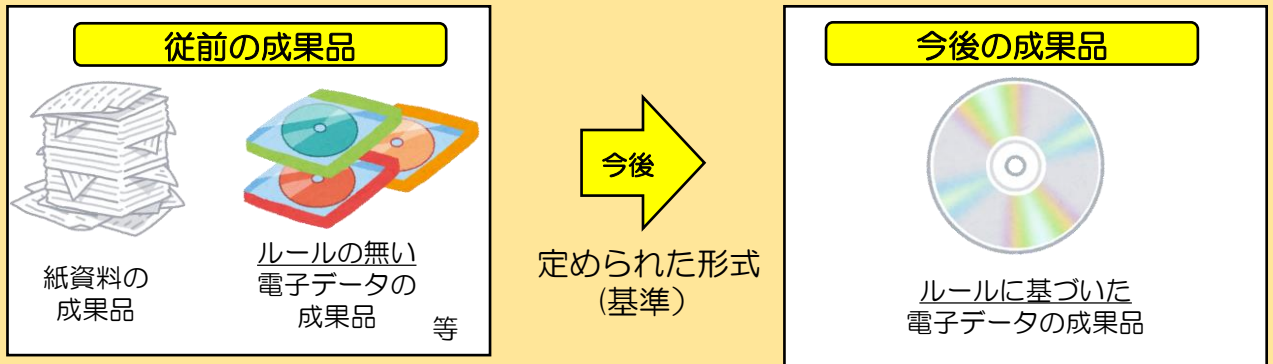


# お知らせ 電子納品の導入について

これまで、苫小牧港管理組合発注の工事および委託業務では、成果品の納品基準を設けていませんでしたが、令和2年12月1日以降の入札工事等より「電子納品」を適用することとしましたので、お知らせします。

## ●概要

工事および委託の成果品を、一定のルール(基準)に基づいた電子データにて納品する。



## ●基準

北海道建設部が定めるガイドラインを使用する。

- ・情報共有・電子納品運用ガイドライン
- ・営繕業務電子納品運用ガイドライン
- ・営繕工事電子納品運用ガイドライン

ただし、情報共有システム未導入のため、情報共有は電子メール等を利用する。

## ●対象工事・業務

工事 : B等級以上の全工事

委託 : 全業務

ただし、除雪業務、維持業務、土木系委託業務及び少額工事は対象としない。

対象工事・業務については、順次拡大予定。

## ●適用時期

令和2年12月1日以降に入札(電子入札の場合は開札)を行う工事及び業務。

適用前の工事・業務については、受注者と適用可否について協議したうえ決定する。

## ●適用のメリット

### ①事業執行の効率化

資料の再利用性を向上させることで、効率的な事業執行を実現する。

### ②品質の向上

事業全体の情報を電子的に共有化・伝達が実現することによって、情報の伝達ミスや転記ミス等を低減し、公共事業の品質向上を実現する。

### ③ペーパーレス、省スペース化

資料集を容易にするとともに、保管場所の省スペース化を実現する。